

5月8日以降の対応について

1 前提

- ・ 5/8（月）以降、新型コロナウイルスは感染症2類から5類へ位置づけが変更となる。
- ・ 百貨店協会をはじめとする小売り12団体は『小売業の店舗における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン【追補】』により、「令和5年5月8日をもって、感染拡大予防ガイドラインを廃止する。」としている。

2 グループとしての対応

- ① 感染対策は原則終了するが、今後の感染状況に応じて再度対策を実施する
- ② 感染状況を把握するために、陽性者報告は当面の間継続する。陽性者のHP等での開示は廃止する
- ③ 実施に先立ち取組先レターを送付する

NO	項目	対策内容	5/8以降の対応		
1	店頭における 感染対策	備品	検温器	終了	
		ツール類	飛沫防止シート	終了	3月末で終了
			アクリル板	終了	保管
			密防止のためのツール（フットプリント）	終了	
			感染防止対策ポスター	終了	
			手指消毒等の消毒液	終了	部分継続は可
		食品の試飲・試食ルール	終了	無人試飲試食は不可	
		化粧品タッチアップ	終了		
エレベーターの使用人数制限	終了				
2	従業員の 感染対策	マスク着用	個人の判断に変更 お客さまのご要望により着用する		
		感染防止対策 感染防止対策ポスター	簡素化したルールの発信 終了		
3	労務対応	新型コロナウイルス感染時の労務対応	終了		
		① 就業に関わるルール	終了	別紙配信	
		② 在宅勤務に関わるルール	終了		
4	情報収集・開示	HDSへの陽性者報告	終了		
		コロナ罹患時の総務への報告	継続（インフルエンザも同様）		
		HPによる情報開示（対外・従業員）	終了		
5	事務所の感染対策 飛沫防止シート	会議体開催方法（リモート開催推奨）	終了		
		会議室等の人数制限	終了		
		アクリル板	終了	各社にて保管	
		換気体制 店頭・事務所は静岡祭終了後順次撤去	終了		
		手指消毒・備品衝動	終了	部分継続は可	
		エレベーターの使用人数制限	終了		

3 試飲試食における衛生対策

- ① 無人での試飲試食は不可
- ② 販売員はマスクを着用
- ③ こまめな手洗いの実施
- ④ 使い捨て容器を使用

4 労務・就業上の取扱いに関して

① 感染が疑われる場合

項目	現行	5月8日以降
発熱等風邪症状がある場合	発症後5日かつ解熱後2日は出勤しない (①年次有給休暇②ストック有給休暇(傷病)③連休各休④休業手当)	廃止 但し、風邪症状を含む体調不良の場合は無理せず休むこと
PCR検査待ち	結果判明まで出勤しない	
陰性判明まで	一定期間は出勤しない	
濃厚接触者	健康観察の指示がある間は出勤しない(公休)	廃止 但し、罹患者の発症日を0日として、特に5日間は体調に留意すること。7日目までは発症する可能性があるため、その間は手洗い等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控えること。

② 感染した場合

項目	現行	5月8日以降
感染した場合	発症後7日間は出勤しない (①年次有給休暇②ストック有給休暇(傷病)③連休各休④病欠)	発症後5日間、かつ症状消失後1日経過までは出勤しない(①年次有給休暇②ストック有給(傷病)③連休各休④病欠⑤休業手当※) 発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用し、高齢者等ハイリスク者との接触は控えること。

※ 罹患した場合は総務経営企画部総務担当に報告をすること。